有明海クリーンアップ作戦に参加しました！

川ら版
国土交通省 武雄河川事務所 牛津出張所

発行所
武雄河川事務所
牛津出張所
小城市牛津町
上砥川47-9

TEL (0952) 66-0315
FAX (0952) 66-0326

ホームページアドレス
https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/

10月1日
第 29 号

紙面の問い合わせ
上記発行所へ

武雄河川事務所 公式 X(エックス)
https://x.com/mlit_takeo

#六角川 #牛津川
#多久川
#武雄河川事務所



有明海はさまざまな生物がすむ自然の宝庫。
この宝の海を守るために、佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県がひとつになって
海浜清掃を実施する「有明海クリーンアップ作戦2026」。
当出張所は、8月18日（火）に福富海岸にて清掃活動を行いました。

多くの参加者が協力して清掃を行いました！

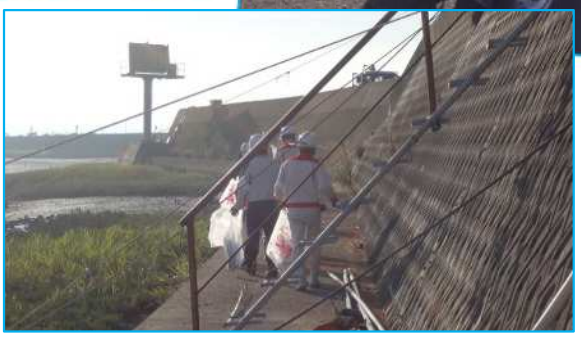


軽トラック１台分のゴミが集まりました！



清掃状況







海ごみを減らしていくために私たちにできること

・自治体の分別ルールを確認して、ごみは決まった場所・時間に分別して出そう
・外出時に出たごみは、ポイ捨てをせずに自分で持ち帰って捨てよう
・地域の清掃活動に参加して、身近な街や水辺をきれいに保とう

船を河川に放置することは犯罪です！

河川に放置されている船があります。船は許可を受けた施設に係留しましょう。

◎河川法施行令第16条の4第1項第2号イにより、河川区域内の土地に船舶等を捨て、又は放置することは禁止されています。

◎船を河川に放置していると洪水時に漂流し、堤防や樋管に衝突して損傷を与えるおそれがあります。

◎安全な河川管理のため、許可を受けていない桟橋や放置されている船は速やかに撤去をお願いします。

◎上記に違反した場合、河川法施行令第59条第1項第2号により、3ヶ月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金が科される場合があります。



AI生成によるイメージ

伐採した木を薪材として配布しています

河川管理のために伐採した樹木を有効活用し、処分費の縮減にもつなげるため、薪材として無料配布しています。ご希望の方は、牛津出張所へ電話で受け取り希望日時をご連絡ください。なくなり次第終了となります。



〈**注意点**〉
・個人での使用に限ります。
・六角川河口堰管理所に取りに来ていただける方に限ります。
・**販売目的では配布できません。**
連絡先：0952-66-0315（牛津出張所）

九州インフラカードを配布しています

九州インフラカードとは、インフラ等の紹介およびインフラ観光、地域活性化に役立てるため、各施設の基礎的な諸元や役割等の情報を提供する簡易版パンフレットとして、統一的なデザインのカードを作成したものです。

当出張所では、現在、六角川河口堰と牟田辺遊水地のインフラカードを配布しております。

インフラカードの配布については、当出張所に直接お越しいただいた方、お一人につき1枚ずつお渡ししております。

複数枚のお渡しや、電話や郵便による受付は行っておりませんので、ご了承ください。

また、お渡しは、平日（8:30～17:00）のみとなっております。
土日、祝日のお渡しは行っておりませんので、ご了承ください。

